## 「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、北海道ヒグマ管理計画(第2期)(以下、「北海道ヒグマ管理計画」という。)に基づくヒグマの人里への出没抑制及びヒグマ対策技術者育成を図るため、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2 近年、警戒心の薄いヒグマが人里に出没している状況を踏まえ、人里周辺に生息・繁殖するヒグマの低密度化を図り、また人への警戒心の植え付けにより人里への出没を抑制するとともに、ヒグマ出没時に出動する熟練した従事者の減少・高齢化に対処するため、ヒグマ対策に必要な人材を育成し、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的とする。

(対象地域)

第3 「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」は、北海道ヒグマ管理計画の対象地域において実施する。

(実施期間)

第4 残雪期である2月1日から5月31日までとする。

(許可基準)

- 第5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号、以下「法」という。)第9条に規定する鳥獣の捕獲に関する許可のうち、「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」に係る捕獲許可の取扱い等については、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号、以下「規則」という。)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年北海道規則第58号、以下「細則」という。)、道が定める鳥獣捕獲許可取扱要領(以下「取扱要領」という。)及び鳥獣捕獲許可基準及びヒグマ捕獲許可取扱方針に定めるもののほか、次の基準による。
  - 1 捕獲の目的

第2に掲げる目的を鑑み、法第9条第1項の「その他環境省令で定める目的」のうち、 規則第5条第6号の「公益上の必要があると認められる目的」として許可する。

- 2 市町村による申請の場合
- (1)捕獲従事者

1件の申請における捕獲従事者数は2名以上とする。

捕獲従事者は、北海道内に居住する第一種銃猟免許所持者とし、原則として当該鳥 獣捕獲許可申請前1年間に北海道の第一種銃猟狩猟者登録を受けた者とする。

また、ヒグマ対策技術者育成のために必要な場合又は隣接市町村間での共同捕獲を実施する場合は、居住市町村以外の従事者となることを妨げない。

(2) 捕獲区域

申請市町村の区域内を基本とする。

また、地理的条件、ヒグマの追跡など特に必要がある場合は、あらかじめ、申請市町村の区域に隣接する市町村長の了承を得た上で、当該隣接市町村を捕獲区域に含むことができるほか、ヒグマ対策技術者の育成を効果的に実施するために必要な場合は、複数市町村で共同して実施することを推奨するものとする。

なお、人里出没を抑制するため、人里周辺に生息・繁殖する個体の低密度化などを 図る観点から、親子連れ捕獲や穴狩りを実施する場合は、人里(市街地・集落もしく は農耕地など人の生活圏(レクリエーション等で人が日常的に利用する森林を含む)) に隣接した区域(人里から概ね5km程度を目安とし、地域の実情に応じて、最大10km以内)で実施することとし、許可申請時に区域を示すこと。

また、原則として法第35条及び規則第7条第1項第7号の区域は除くこととするが、人里に隣接した区域で実施する場合については、この限りではない。(ただし、国指定鳥獣保護区を除く。)

### (3) 捕獲許可申請における捕獲数

1件の捕獲許可申請における捕獲数は、原則、20頭以内とし、地域の実情に応じて設定することができることとする。

3 個人(狩猟者団体による班編成)による申請の場合

個人による申請については原則本事業の対象とはしない。

ただし、実施区域内の関係機関による合意が得られている場合に限り、その合意の範囲内での個人による申請についても本事業の対象とする。

なお、穴狩りは禁止とし、親子連れの捕獲は行わないよう努めること。

#### (1) 許可対象者

申請者は、次の条件を満たす者とする。

- ア 捕獲を実施する区域が属する市町村に居住する第一種銃猟免許所持者。
- イ 原則として当該鳥獣捕獲許可申請前1年間に北海道の第一種銃猟狩猟者登録を 受けた者。
- ウ 所属する狩猟者団体の代表者の推薦を受けた者。

#### (2)申請者の数

1件の申請における申請者数は2名以上とし、少なくとも1名が、当該鳥獣捕獲許可申請前1年間に、市町村が実施するヒグマの有害鳥獣捕獲の従事者として従事した経験がある者とする。

## (3) 捕獲区域

原則、申請者が居住する市町村区域を含む区域内とする。

また、原則として法第35条及び規則第7条第1項第7号の区域は除く。

(4) 捕獲許可申請における捕獲数

1件の捕獲許可申請における捕獲数は、原則、20頭以内とし、地域の実情に応じて設定することができることとする。

#### 4 道による申請の場合

#### (1)申請者

総合振興局長又は振興局長(以下「(総合)振興局長」という。)

#### (2) 捕獲従事者

1件の申請における捕獲従事者数は2名以上とする。

捕獲従事者は、北海道内に居住する第一種銃猟免許所持者とし、原則として当該鳥 獣捕獲許可申請前1年間に北海道の第一種銃猟狩猟者登録を受けた者、その他必要 と認められる者とする。

#### (3) 捕獲区域

原則として申請(総合)振興局の管轄区域内とする。

ただし、地理的条件、ヒグマの行動実態に応じた捕獲など、特に必要がある場合は、申請(総合)振興局等の管轄区域に隣接する他の(総合)振興局等の管轄区域を実施区域に含むことができる。

なお、人里出没を抑制するため、人里周辺に生息・繁殖する個体の低密度化などを 図る観点から、親子連れ捕獲や穴狩りを実施する場合は、人里(市街地・集落もしく は農耕地など人の生活圏(レクリエーション等で人が日常的に利用する森林を含む)) に隣接した区域(人里から概ね5km程度を目安とし、地域の実情に応じて、最大10km以内)で実施することとし、許可申請時に実施区域を示すこと。

また、原則として法第 35 条及び規則第7条第1項第7号の区域は除くこととするが、人里に隣接した区域で実施する場合については、この限りではない。(ただし、国指定鳥獣保護区を除く。)

#### (4) 捕獲許可申請における捕獲数

1件の捕獲許可申請における捕獲数は、原則、20頭以内とし、地域の実情に応じて設定することができることとする。

#### (5) その他

道が実施する場合の考え方については、次のとおりとする。

#### ア 新たな手法を導入する場合

人里出没抑制等のための春期管理捕獲を行おうとする地域に新たな手法の導入を 図るため、特に道が指導して実施する必要がある場合。

なお、この場合においては、市町村等が実施する「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」と連携して実施するなどして、当該地域への新たな手法の導入を図るものとする。

イ 上記の他、特に道が実施することが必要と認められる場合。

#### 5 共通事項

使用する猟具は装薬銃に限る。

(申請手続及び許可証の交付等)

第6 鳥獣捕獲許可申請及び鳥獣捕獲許可証の交付等は、取扱要領に定めるもののほか、次による。

#### 1 申請書等の提出

申請者は、鳥獣捕獲許可申請書(細則別記第1号様式、以下「申請書」という。)及び別紙様式第1号(ヒグマ捕獲等の事由書)等の取扱要領で定める提出書類を、許可を受けようとする日の7日前までに、捕獲区域が2以上の総合振興局及び振興局の所管区域にわたる場合は14日前までに、(総合)振興局長に提出する。

#### 2 申請書等の処理

(総合)振興局長は、捕獲区域が所管区域(捕獲区域が2以上の総合振興局及び振興局の所管区域にわたるものを除く。)に係る申請書等を受理したときは、「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書審査票(学術研究、その他)(取扱要領別紙第3号様式) その2」及び「人里出没抑制等のための春期管理捕獲に係る鳥獣捕獲許可申請書審査票(別記様式第1号-1、第1号-2又は第1号-3)」により内容の審査を行い、適当と認めた場合には許可し、「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可証(及び従事者証)交付通知書(取扱要領別紙第4号様式、以下「交付通知書」という。)」を申請者に交付する。

なお、許可証等には「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」と明記する。

(総合)振興局長は、捕獲区域が所管区域を含む2以上の総合振興局及び振興局の所 管区域にわたる申請書等を受理したときは、当該申請書等を環境生活部長へ送付する。

環境生活部長は、(総合)振興局長から送付された申請書等を受理したときは、「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書審査票(学術研究、その他)(取扱要領別紙第3号様式) その2」及び「人里出没抑制等のための春期管理捕獲に係る鳥獣捕獲許可申請書審査票(別記様式第1号)」により内容の審査を行い、適当と認めた場合には許可し、交付通知書を申請者に交付する。

#### 3 捕獲等の条件等

#### (1)条件

(総合)振興局長及び環境生活部長は許可に当たり、法第9条第5項に基づき次の 条件を付す。

ア (7) 市町村及び道による申請の場合

人里に隣接した区域(申請時に添付した図面の範囲)以外では穴狩りは行わないこと。

(イ) 個人申請の場合

穴狩りは行わないこと。

イ メス捕獲数が北海道ヒグマ管理計画(表5)に定める上限に達し、捕獲中止勧告を 受けた場合には、直ちに捕獲を中止すること。

なお、メスの捕獲中止勧告を受け、オスの捕獲を継続した時に、メスを捕獲した場合には、捕獲中止勧告を待たずに直ちに捕獲を中止すること。

#### (2) 教示

(総合)振興局長及び環境生活部長はア、イの条件を付した場合、交付通知書において、次を教示する。

「この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、北海道知事に異議申立てをすることができます。」

#### 4 関係者への通知

(総合)振興局長は、許可証等を交付したときは、環境生活部長、捕獲対象区域の関係市町村長、警察署長及び鳥獣保護監視員、森林管理署長又は(総合)振興局森林室長(行動の範囲が国有林又は道有林の区域に係る場合に限る)等に対し「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可通知書(取扱要領別紙第5号様式、以下「許可通知書」という。)」により通知する。

環境生活部長は、許可証等を交付したときは、許可通知書により、許可に係る捕獲区域を所管する(総合)振興局長に速やかに通知する。

(総合)振興局長は、環境生活部長の許可通知書を受理したときは、捕獲対象区域の 関係市町村長、警察署長及び鳥獣保護監視員、森林管理署長又は(総合)振興局森林室 長(行動の範囲が国有林又は道有林の区域に係る場合に限る)等に対し許可通知書によ り通知する。

#### (指導事項)

第7 (総合)振興局長及び環境生活部長は、許可証等を交付する場合、申請者に対し、取 扱要領に基づく指導の徹底を図るとともに、次に掲げる事項について指導する。

#### 1 捕獲方法及び捕獲対象

人里に隣接した区域(申請時に添付した図面の範囲)以外は、親子連れの捕獲は行わないよう努めること。

個人申請の場合は、捕獲区域内において、親子連れの捕獲は行わないよう努めること。 メスの捕獲中止勧告を受け、オスの捕獲を継続する場合、メスを捕獲することがない よう、足跡の大きさ等から性別を慎重に判断するものとすること。

#### 2 出動体制

事前調査を含め、複数の従事者等で出動することとし、人材育成を図るために出動する際は、ヒグマ捕獲熟練者と経験の浅い者が含まれるように努めること。

3 捕獲速報について

ヒグマを捕獲した際は、速やかに、本要領に基づく捕獲速報を行うよう指示すること。

4 山林所有者との調整及び事故の防止

山林内での捕獲に当たっては、事前に入林届出等の手続等を怠りなく行うとともに、 不測の事態が発生した場合に備え、必要に応じて、事前に周辺の山林所有者等に対する 情報提供を行い調整すること。

また、山菜採りの人や森林作業者等の安全確保に十分配慮し、矢先の確認など事故の 防止に万全を期すこと。

5 関係機関への情報提供

捕獲の実施に当たっては、事故防止に向けた情報共有のため、事前に(総合)振興局や市町村など、関係機関に対する情報提供を行うこと。

(出動日報)

第8 捕獲のため出動した者は、捕獲の有無にかかわらず、出動日ごとの出動状況を「人里 出没抑制等のための春期管理捕獲出動日報(別記様式第3号)」に記録するとともに、 捕獲期間終了後、許可証の返納とともに速やかに許可を受けた(総合)振興局長又は環 境生活部長に提出する。

(捕獲速報)

第9 ヒグマを捕獲した際の速報の取扱いについては次のとおりとする。

速報は原則、開庁日に行うこととするが、メス捕獲数が北海道ヒグマ管理計画に定める各地域個体群における計画期間総メス捕獲数の上限に達する恐れがある場合は、閉庁日に速報を求めることができることとする。

- 1 被許可者
- (1) 口頭による速報

ヒグマを捕獲した場合、被許可者は、捕獲場所や雌雄の別等を、口頭により、直ち に捕獲地の属する(総合)振興局長に報告する。

(2) 指定様式による速報

被許可者は、速やかに、捕獲日の「人里出没抑制等のための春期管理捕獲出動日報 (別記様式第3号)」を捕獲地の属する(総合)振興局長又は環境生活課長に提出する。

- 2 (総合)振興局長
  - (1) 口頭による速報

(総合)振興局長は、前項による速報を受けた場合、捕獲状況について、口頭により直ちに環境生活部長に報告する。

(2) 指定様式による速報

(総合)振興局長は、捕獲状況をとりまとめた「ヒグマ捕獲票(別記様式第2号)」、 捕獲日の「人里出没抑制等のための春期管理捕獲出動日報(別記様式第3号)」及 び「人里出没抑制等のための春期管理捕獲集計表(別記様式第4号)」により、速 やかに環境生活部長に報告する。

(捕獲数の管理)

第 10 環境生活部長は、北海道ヒグマ管理計画に定める計画期間総メス捕獲上限数を基に管理を行うこととし、計画期間総メス捕獲上限数に達した場合は、当該地域単位を所管する(総合)振興局長に当該地域単位のメスの捕獲の中止及び捕獲を継続する場合はオスに限ることを速やかに勧告する(別記様式第 5 号 - 1)。

なお、メスの捕獲中止勧告を受け、オスの捕獲を継続中にメスを捕獲した場合は、当該地域における捕獲(雌雄)の中止を速やかに勧告する(別記様式第5号-2)。

勧告を受けた(総合)振興局長は、当該地域単位において被許可者(個人の場合は、 被許可者の代表者)に対し、捕獲の中止について速やかに勧告するとともに(別記様式 第6号)、関係する市町村長、猟友会支部長、警察署長、鳥獣保護監視員、森林管理署 長及び(総合)振興局森林室長に対し通知する(別記様式第7号)」。

(試料等の提出への協力)

- 第 11 ヒグマを捕獲した場合、捕獲者は、次の書類及び試料の(総合)振興局長への提出に協力する。試料の回収方法は「野生動物保護管理調査実施要領」によるほか、雌雄の生殖器等についてはポリ袋に収納し、捕獲票の写しとともに、捕獲後遅滞なく提出する。
  - 1 提出する書類等
    - ① ヒグマ捕獲票
    - ② 下顎第4前臼歯
    - ③ 大腿骨
    - 4 肝臓
    - ⑤ 生殖器

メスの場合は卵巣と子宮。

オスの場合は睾丸1対と陰茎骨。

2 子グマを捕獲した場合

生まれたばかりの子グマ(当歳子)を捕獲し、②~⑤の摘出が困難な場合は、止めさし後の個体を丸ごとポリ袋に収納し、提出することも可能とする。

(効果検証の協力)

第 12 人里出没抑制等のための春期管理捕獲を実施した市町村は、環境生活部自然環境局野生動物対策課が取り組む効果検証に協力するものとする。

(捕獲結果の通知及び途中経過の情報提供)

第 13 環境生活部長は、捕獲期間終了後、捕獲結果を(総合)振興局長に対し通知する(別記様式第 8 号)。(総合)振興局長は、捕獲許可者の代表者、関係する市町村長、猟友会支部長、警察署長、鳥獣保護監視員、森林管理署長及び(総合)振興局森林室長に対し、捕獲結果を通知する(別記様式第 9 号)。

また、環境生活部自然環境局野生動物対策課は、必要に応じ、各(関係)総合振興局保健環境部環境生活課に捕獲状況の途中経過について、情報提供する。

(許可証等の返納)

第 14 許可を受けた者は、許可期間が満了した場合、捕獲数が許可数に達した場合又は捕獲中止勧告を受けた場合には、「許可証(及び従事者証)の返納及び捕獲等又は採取等の結果報告書(取扱要領別紙第 8 号様式)」を添えて、許可を受けた(総合)振興局長又は環境生活部長に速やかに鳥獣捕獲許可証を返納する。

(安全の確保)

第 15 捕獲の実施に当たり、各種広報媒体を活用するなどし、地域住民はもとより、山菜採り等の人々に注意を促すなど、安全の確保に努めるものとする。

(留意事項)

第 16 捕獲の実施に当たっては、別に定める「人里出没抑制等のための春期管理捕獲に係る 留意事項」の遵守に努めるものとする。

(その他)

第 17 緊急に対処が必要と判断される問題が発生した場合は、関係者間で連絡をとり、対応 を協議する。

附則 この要領は、平成26年2月27日から施行する。

附則 この要領は、平成27年2月16日から施行する。

附則 この要領は、平成28年1月13日から施行する。

附則 この要領は、平成31年1月28日から施行する。

附則 この要領は、令和2年1月23日から施行する。

附則 この要領は、令和3年12月21日から施行する。

附則 この要領は、令和5年2月9日から施行する。

附則 この要領は、令和6年1月26日から施行する。

# ヒグマ捕獲等の事由書

人里出没抑制等を目的に、ヒグマの捕獲等をする事由は次のとおりです。

申請頭数及びその理由	
人里出没抑制等を目的とした捕獲を行う理由	

# 別記様式第1号-1(市町村による申請の場合)

## 人里出没抑制等のための春期管理捕獲に係る鳥獣捕獲許可申請書審査票

項目	申請内容	審查基準	適	否
申請者	市町村名	口市町村による申請であること	適	否
捕獲に従事する者	名	□捕獲従事者数は2名以上 □第一種銃猟免許所持者であること □原則、申請前1年間に第一種銃猟狩猟者登録を 受けている者 □賠償能力を備えている者	適	否
捕獲鳥獣名 及び員数	<ul><li>(鳥獣名) ヒグマ</li><li>(員数) 頭</li></ul>	ロヒグマ 〇原則、20頭以内 〇地域の実情に応じて設定した頭数	適	否
捕獲目的	人里出没抑制等のため	□その他環境省で定める目的(鳥獣の保護その他 公益に資すると認められる目的)	適	否
捕獲期間	令和年月日から令和年月日まで(日間)	□実施期間の範囲内の期間	適	ح
捕獲区域		〇市町村の区域内 〇市町村の区域及び隣接市町村の区域内 □規則第7条第1項第7号の区域は除かれていること(人里に隣接した区域で実施する場合については、この限りではない。(ただし、国指定鳥獣保護区を除く。))【特記事項】	適	否
捕獲方法		□銃器(装薬銃)	適	否
添付書類		□区域図(市町村の管内一円の場合は省略することができる。ただし、人里に隣接した区域で親子連れ捕獲や穴狩りを実施する場合は、人里周辺の林縁から概ね5km程度(最大10km以内)であることを示す区域図を添付すること。) □隣接する市町村長の同意書 (捕獲区域に隣接する市町村を含む場合)	適	否
審査結果			適	否

※この審査票による審査結果は、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等許可申請書審査票(学術研究、その他) に反映するものとする。

# 別記様式第1号-2(個人による申請の場合)

# 人里出没抑制等のための春期管理捕獲に係る鳥獣捕獲許可申請書審査票

項目		申請	内容		審查基準	適	否
申請者	所在地 氏名		(;	まか 名	□捕獲を実施する区域が属する市町村に居住する第一種銃猟免許所持者 □原則、申請前1年間に第一種銃猟狩猟者登録を受けている者 □申請者数は2名以上 □1名以上が申請前1年間に市町村が実施するヒグマの有害鳥獣捕獲に従事 □賠償能力を備えている者	適	台
捕獲鳥獣名	(鳥獣名)	ヒ	グマ		ロヒグマ	適	否
及び員数					○原則、20頭以内		
	(員数)		頭		〇地域の実情に応じて設定した頭数		
捕獲目的	人里出沒	设抑制	等のな	こめ	口その他環境省で定める目的(鳥獣の保護	適	否
					その他公益に資すると認められる目的)		
捕獲期間	令和ら	年	月		口実施期間の範囲内の期間	適	否
	令和で	年	月	日ま			
			(	日間)			
 捕獲区域				_, _,	□居住市町村を含む(総合)振興局の区域内	適	否
					□規則第 7 条第 1 項第 7 号の区域は除かれて		
					いること		
					【特記事項】		
捕獲方法					□銃器(装薬銃)	適	否
添付書類					口所属する狩猟者団体からの推薦書	適	否
					□区域図(市町村の管内−円或いは(総合)振		
					興局の管内一円の場合は省略することができる		
審査結果						適	否

※この審査票による審査結果は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請書審査票(学術研究、その他)に反映するものとする。

# 別記様式第1号-3(総合振興局等による申請の場合)

# 人里出没抑制等のための春期管理捕獲に係る鳥獣捕獲許可申請書審査票

項目	申請内容	朔官珪拥獲に徐る烏獣拥獲計り中萌青番 <u>負</u> 素     審査基準	適	否
申請者	(総合)振興局名	□(総合)振興局	適	否
捕獲に従事 する者	名	□捕獲従事者数は2名以上 □第一種銃猟免許所持者であること □原則、申請前1年間に第一種銃猟狩猟者登録を受けている者 □賠償能力を備えている者 □その他必要と認められる者	適	否
捕獲鳥獣名 及び員数	(鳥獣名) ヒグマ (員数) 頭	ロヒグマ ○原則、20 頭以内 ○地域の実情に応じて設定した頭数	適	否
捕獲目的	人里出没抑制等のため	□その他環境省で定める目的(鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的)	適	否
捕獲期間	令和 年 月 日か ら 令和 年 月 日ま で ( 日間)	口管理方針で定める実施期間の範囲内の期間	適	否
捕獲区域		○(総合)振興局の区域内 ○(総合)振興局の区域及び隣接(総合)振興局の区域内 □規則第7条第1項第7号の区域は除かれていること(人里に隣接した区域で実施する場合については、この限りではない。(ただし、国指定鳥獣保護区を除く。)) 【特記事項】	適	否
   捕獲方法		□銃器(装薬銃)	適	否
添付書類		□区域図((総合)振興局の管内一円の場合は 省略することができる。ただし、人里に隣接 した区域で親子連れ捕獲や穴狩りを実施する 場合は、人里周辺の林縁から概ね5km 程度 (最大 10km 以内)であることを示す区域図 を添付すること。)	適	否
審査結り	₹		適	否

※この審査票による審査結果は、鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等許可申請書審査票(学術研究、その他) に反映するものとする。

# ヒ グ マ 捕 獲 票 (春期

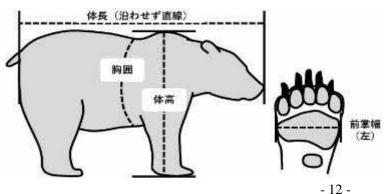
※捕獲1頭につき1枚を(総合)振興局へ提出してください(親子も親と子で別々に提出) ※試料送付時はこの捕獲票の写しを添付してください

(**色の付いた項目の空欄**に必要事項を記入するか、該当するものに○をつけてください)

捕獲種別	•	人里	出没担	卬制等	のか	こめの	D春	期管	理拍	甫獲				
回収セット番号				←振興/	局提供 <i>₢</i>	カヒグマ詞	武料回」	収セット	トの番号	お記入				
捕獲者代表	<住所	f > <b>〒</b>	i											
方の氏名です)	<氏名 <電話	•	まか名											
捕獲日時	令和	16年	月	日	午前	が・午後		時	5	分頃				
捕獲場所 メッシュ番号	<住所	<住所(緯度経度による報告も可)> メッシュ番号 市・町・村												
捕獲方法				銃〔¦	出グマ	<ul><li>穴グ⁻</li></ul>	₹)							
クマの性別	オス	・メス	推定年齢	<b>冷</b> 満	歳	体重	実測	・推定			kg			
外部計測 (実測)	体長		cm <b>胸囲</b>		cm 体	高	cr	n <b>前掌</b>	幅(左)		cm			
(実測)       ※メスグマを捕獲したとき       ※子も捕獲したとき         1) 子を連れていましたか       〔はい・いいえ〕       全ての子の回収セットを         2) 何頭連れていましたか       〔1頭・2頭・3頭・不明〕       を以下に記入         3) 子の年齢は       〔満0歳(当歳)・満1歳(明け2歳)・ 2歳(明け3歳)・不明〕											番号			
4)子のうち何 捕獲しまし 5)泌乳があり	たか	こか		2頭 ・ いいえ 〕										
試料採取	1.	下顎第	無〔 有 ・ 4 前臼歯 ・(子宮/卵 <sup>1</sup>	(下顎、頭竹	骨全体で						lv .			
備考	製品化	2予定の	有無〔 有	· 無〕										

<外部計測参考図>

<**試料採取及び送付**の詳しい情報はこちら>





# 人里出没抑制等のための春期管理捕獲出動日報

《出動した	た月日》			
令和	年	月	日	

## ~出動した班ごとに、1日につき1枚、この日報を記入してください~

※ヒグマを捕獲した場合は、この日報の他「ヒグマ捕獲票」もご提出ください。

★ 捕獲班の人数 ※今目、出動した班の総人数を記入して
-----------------------------

《市町村名》	《班名》	《出動した捕獲者の氏名》								
		捕獲熟練者の氏名	経験の浅い捕獲者の氏名							

## ◆ 出動メッシュ及び痕跡・目撃・捕獲の有無

※今日一日に行動したメッシュごとに、確認した痕跡を記入し、姿の目撃や捕獲があった場合はその頭数を記入してください。 ※目撃頭数の欄は、単独の個体か、親子かによってそれぞれの頭数を記入するとともに、次項の「目撃したのヒグマ行動記録」 に目撃した個体の行動を記入してください。なお、捕獲した場合はその数も目撃数に加えてください。 ※地域の通称がわからない場合は、記入する必要はありません。

		1 <del>1</del> 1 1	٠			<i>Ttr</i> =31 + .≐5	*	E	撃数		捕	隻数
	П	調し	たメッ	ンユ		確認した痕跡	<b>小と内谷</b>	単独	親	上子	4-7	-1-7
市町村名		メッシ	ュ番号	,	地域の通称など	足跡(内訳)	その他の痕跡	個体	親	子	オス	<i>&gt;</i> ^
〈↓記載例:○○□	町のメ	ッシュ「	ア100」	(通称(	○○の沢)に出動して子	-1頭をつれた親子1組を目	撃し、寝跡と親子の足	跡を確認	した場	合〉	1-1-1-1-1-1-1	
00町	ア	1	0	0	○○の沢	親子(親1, 子1)	寝跡 1	0	1	1	0	0
〈↓記載例:その	り後メ	ッシュ	「ア101	」(道1	有林999林班)に移動	」してオス1頭を目撃・捕豕	蒦し、糞を1つ確認し	た場合	>			
	ア	1	0	1	道有林999林班		糞 1	1	0	0	1	0

<sup>※</sup>目撃・捕獲時の状況は裏面に記載願います。

### ◆ 目撃、捕獲したヒグマの行動記録

※ヒグマの姿を目撃した場合、**目撃した個体ごと**に、その時のヒグマの行動のあてはまるものに○印をつけてください。 ※項目②と③については、2つ以上の行動を選んでもかまいません。

※追跡した場合など、1日に同じ個体を2度以上目撃した場合は、いちばん最初に目撃した時の行動を記入してください。

※同時に2頭以上目撃した場合、親子であれば親の行動を、親子以外であればそれぞれの個体の行動を記入してください。

X	11 h4 (		ド向時に2頭以上日季した場合、 <b>税丁でのイルは税の行動で、</b> 税丁以介であればよてイルンク個体が1動を記入していたさい。												
	目事	<u>墜した</u>	1	)目撃時、ヒグマは人に	2	目撃時のヒグマの	3	発砲および捕獲の有無は?							
	クマ	の構成		気づいていたか?		様子は?		目撃後のヒグマの行動は?							
							[a.	発砲した b.していない】【a.捕獲した b.していない】							
1	ア	単独	ア	気づいていた	ア	じっとしていた	ア	それまでの行動を続けた カ 歩いて近づいてきた							
早日					イ	歩いていた	イ	じっとしていた キ 走って近づいてきた							
頭	イ	複数	イ	気づいていなかった	ウ	走っていた	ウ	歩いて逃げようとした ク 突進してきた							
目			-		エ	立ち上がっていた	エ	走って逃げようとした ケ 襲撃してきた							
	ウ	親子	ウ	わからない	オ	食事中だった	オ	木に登った							
							[a.	発砲した b.していない】【a.捕獲した b.していない】							
2	ア	単独	ア	気づいていた	ア	じっとしていた	ア	それまでの行動を続けた カ 歩いて近づいてきた							
					イ	歩いていた	イ	じっとしていた キ 走って近づいてきた							
頭	イ	複数	イ	気づいていなかった	ウ	走っていた	ウ	歩いて逃げようとした ク 突進してきた							
目					エ	立ち上がっていた	エ	走って逃げようとした ケ 襲撃してきた							
	ウ	親子	ウ	わからない	オ	食事中だった	オ	木に登った							
							[a.	発砲した b.していない】【a.捕獲した b.していない】							
3	ア	単独	ア	気づいていた	ア	じっとしていた	ア	それまでの行動を続けた カ 歩いて近づいてきた							
					イ	歩いていた	イ	じっとしていた キ 走って近づいてきた							
頭	イ	複数	イ	気づいていなかった	ウ	走っていた	ウ	歩いて逃げようとした ク 突進してきた							
目			-		エ	立ち上がっていた	エ	走って逃げようとした ケ 襲撃してきた							
	ウ	親子	ゥ	わからない	オ	食事中だった	オ	木に登った							

別記様式第3号 (裏面)

	晴れ ・ 曇 ・ 雪 ・ 雨 ・ その他(	
 漬雪の状況		
	有(積雪深 約cm ) • 無	
 鼡犬の使用の有無		
確認した痕跡 等		
足跡(前掌幅 約	cm)・ 糞 ・ 目視(距離 約m)・ その他(	)
追跡時の状況		
・ 追跡時間	約時間 - 追跡距離 約m	
• 経過 捕	隻まで順調に追跡 · 途中で一時見失う · 追跡を断念 · その他(	)
甫獲時の状況 ・ ヒグマとの距離		
	約m	
• 発砲位置の状況	同じ斜面上 ・ 尾根上 ・ 谷越し ・ 谷筋	
• 周辺環境	大类块块 - A 类块块 - 1 1 1 万 - 元	
	広葉樹林・ 針葉樹林・ ササ原・ 雪原・ その他(	)
動した地域と目撃・捕		)
	追跡個体と判断 ・ オスと判断 ・ 危険回避のため ・ その他(	)
動した地域と目撃・捕	追跡個体と判断 ・ オスと判断 ・ 危険回避のため ・ その他(	)
動した地域と目撃・捕	追跡個体と判断 ・ オスと判断 ・ 危険回避のため ・ その他(	)
動した地域と目撃・捕	追跡個体と判断 ・ オスと判断 ・ 危険回避のため ・ その他(	)
動した地域と目撃・捕	追跡個体と判断 ・ オスと判断 ・ 危険回避のため ・ その他(	)

別記様式第4号

Ш 町 振興局) 人里出没抑制等のための春期管理捕獲集計表 総合·振興局長

(世生

业

環境生活部長 様

뢷																				
辑																				
個体番号																				
· 捕 獲 票 提出月日																				
地域区分内累計メス																				
地域区分地域区分補獲票 内累計オス 内累計メス 提出月日																				
雌雄																				
捕獲代表者名																				
捕獲場所																				
市町村名																				
地域区分名																				
捕獲月日																				
振興局 内連番	-	2	ε	4	9	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	91	11	18	19	20

#### 勧告書

 野生第
 号

 令和
 年(〇〇〇〇年)
 月
 日

〇〇 (総合) 振興局長 様

環境生活部長

「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」実施要領(令和 年 月 日)の規定に基づき、次のとおり勧告します。

記

勧告事項 令和 年「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」における令和 年 月 日以降の 〇〇〇地域におけるメスの捕獲の中止(及び捕獲を継続する場合はオスの捕獲に限定)。 理 由 当該地域のメスのヒグマ捕獲数が、北海道ヒグマ管理計画で定める捕獲数の上限に達したことによる。

(自然環境局野生動物対策課レグマ対策室主査(レグマ対策))

#### 勧告書

 野生第
 号

 令和
 年(〇〇〇〇年)
 月
 日

〇〇 (総合) 振興局長 様

環境生活部長

「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」実施要領(令和 年 月 日)の規定に基づき、次のとおり勧告します。

記

- 勧告事項 令和 年「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」における令和 年 月 日以降の○○地域における捕獲の中止
- 理 由 当該地域のメスのヒグマ捕獲数が、北海道ヒグマ管理計画で定める捕獲数の上限を超過 したことによる。

(自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室主査(ヒグマ対策))

## 勧告書

〇環生	第		号
令和	年(〇〇〇〇年)	月	В

捕獲許可者の代表者 様 関係市町村長 様

〇〇 (総合) 振興局長

「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」実施要領(令和 年 月 日)の規定に基づき、次のとおり勧告します。

記

勧告事項 令和 年 月 日付け〇環生第 号で通知した捕獲許可(許可番号第 号)に基づく令和 年 月 日以降の〇〇〇地域におけるメスの捕獲の中止(及び捕獲を継続する場合はオスの捕獲に限定)

理 由 上記捕獲許可における許可区域を含む地域のメスのヒグマ捕獲数が、北海道ヒグマ管理計画で定める捕獲数の(上限に達した・上限を超過した)ことによる。

(保健環境部環境生活課自然環境係)

 ○環生第
 号

 令和
 年(○○○○年)
 月
 日

関係市町村長 様 関係猟友会支部長 様 関係警察署長 様 関係鳥獣保護監視員 様 関係森林管理署長 様 関係森林室長 様

> 〇〇 (総合) 振興局長 (森林室長宛ての場合、保健環境部くらし・子育て担当部長)

令和 年「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」に係る〇〇〇地域における捕獲の中止について

このことについて、「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」実施要領(令和 年 月 日) の規定に基づき、次のとおり勧告したので、通知します。

記

勧告対象者 (関係捕獲許可者)

勧告事項 令和 年 月 日以降の〇〇〇地域におけるメスの捕獲の中止(及び捕獲を継続する場合はオスの捕獲に限定)

理 由 当該地域のメスのヒグマ捕獲数が、北海道ヒグマ管理計画で定める捕獲数の(上限に達した・上限を超過した)ことによる。

(保健環境部環境生活課自然環境係)

野生第 号 令和 年(〇〇〇年) 月 日

関係(総合)振興局長 様

北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所長 様

環境生活部長

令和 年「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」によるヒグマ捕獲数について(通知)

令和 年「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」が終了しましたので、次のとおりヒグマの捕獲数をお知らせします。

地域区分	振興局	市町村名		獲上限 オス	頭数 雌雄計	メス	捕獲頭オス	数 雌雄計	備考		
			///	717	_ шеиеот	^^	717	шеие от			
	小計										
								•			
	小計										
	, ,					1					
				1	1			ı			
	小計										
	1 1					1					
	小計				1						
	וםיני				l						
		//									
			7//								
	小計										
								·			
		-									
	小計										
	合計										

(自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室主査(ヒグマ))

 ○環生第
 号

 令和
 年(○○○○年)
 月
 日

関係市町村長 様 関係猟友会支部長 様 捕獲許可者の代表者 様 関係警察署長 様 関係鳥獣保護監視員 様 関係森林管理署長 様 関係森林室長 様

> 〇〇 (総合)振興局長 (森林室長宛ての場合、保健環境部くらし・子育て担当部長)

令和 年「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」によるヒグマ捕獲数について(通知) 令和 年「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」が終了しましたので、次のとおりヒグマの捕獲数をお知らせします。

捕獲上限頭数 捕獲頭数 地域区分 振興局 市町村名 備 考 メス オス 雌雄計 メス オス 雌雄計 小計 小計 小計 小計 小計 小計 合計

(保健環境部環境生活課自然環境係)